

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
地方自治法第二百五十二条の三十六第一項の規定により包括外部監査契約を締結した件 一六
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件 一六
- 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件 一九
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 一九
- 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した件 一九
- 土地改良区の定款の変更を許可した件二件 一九
- 県営土地改良事業計画を定めた件 一九
- 保安林の指定をする予定である件 一九
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件 一九
- 保安林の指定施業要件を変更する件 二〇
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件二件 二〇
- 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 二〇
- 道路の区域を変更する件四件 二〇
- 一般競争入札を行う件 二四
- 福島県選挙管理委員会 二四
- 不在者投票のできる施設の所在地を変更した旨届出があった件 二六

告 示

福島県告示第三百十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により、包括外部監査契約（以下「契約」という。）を次のとおり締結した。なお、契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の写しは、この告示の日から三十日間、福島県総務部人事総室職員研修課において一般の閲覧に供する。

令和七年四月二十五日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 契約を締結した者の氏名及び住所
田中 亮 福島県郡山市堤下町三番十四号 レーベン郡山七〇五号
- 二 契約の期間の始期
令和七年四月一日
- 三 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
契約で定める基本調査費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算
- 四 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算額に相当する額の範囲内における概算払並びに実績報告に基づく精算払

（職員研修課）

福島県告示第三百十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和七年四月二十五日から同年八月二十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年四月二十五日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
F A t o w n 会津若松店 福島県会津若松市門田町大字黒岩大坪二十一番地ほか
- 二 変更した事項
大規模小売店舗の名称
（変更前）（仮称）会津若松市門田町PJ新築工事
（変更後）F A t o w n 会津若松店
- 三 届出年月日
令和七年三月三十一日
- 四 届出をした者
株式会社福島アスコ

（商業まちづくり課）

福島県告示第三百十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和七年四月二十五日から同年八月二十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年四月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

F A t o w n 会津若松店 福島県会津若松市門田町大字黒岩大坪二十一番地ほか

か

二 変更しようとする事項

駐輪場の位置

（変更前）別紙図面のとおり

（変更後）別紙図面のとおり

三 変更しようとする年月日

令和七年四月十五日

四 届出年月日

令和七年三月三十一日

五 届出をした者

株式会社福島アスコ

（「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

（商業まちづくり課）

福島県告示第三百十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第二項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年四月二十五日から同年五月二十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び伊達市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年四月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ハシドラッグ伊達箱崎店 福島県伊達市箱崎字布川四十四番一ほか

二 法第八条第一項の規定により伊達市から聴取した意見の概要

意見なし。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第三百二十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、公金の収納の事務を次のとおり指定公金事務取扱者（同条第二項の指定公金事務取扱者をいう。以下同じ。）に委託した。

令和七年四月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定公金事務取扱者の名称

柴田文具店 安積 淳子

二 指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地

福島県郡山市日和田町字日向五十六番地

三 指定公金事務取扱者に指定した日

令和七年四月一日

四 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出

福島県農業総合センターにおける農産物等販売代金

五 指定公金事務取扱者に委託した日

令和七年四月一日

（農業振興課）

福島県告示第三百二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、安達土地改良区から令和七年三月三十一日付けで申請のあった定款の変更について、同年四月十五日認可した。

令和七年四月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

（農村計画課）

福島県告示第三百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、三春町土地改良区から令和七年三月三十一日付けで申請のあった定款の変更について、同年四月十六日認可した。

令和七年四月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

（農村計画課）

福島県告示第三百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、小幡

地区に係る県営農村地域防災減災事業（特定農業用管水路等特別対策事業）を行うため
土地改良事業計画を定めた。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。
令和七年四月二十五日

福島県知事 内堀 雅雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和七年四月二十八日から

同 年五月十九日まで （二十二日間）

三 縦覧の場所

本宮市役所及び大玉村役場

四 その他

この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧の期間満了の日の翌日から
起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、この審査請求のほか、この土地改良事業
計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告と
して、当該土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

（農地計画課）

福島県告示第三百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次
のように保安林の指定をする予定である。

令和七年四月二十五日

福島県知事 内堀 雅雄

一 保安林予定森林の所在場所

南相馬市小高区村上字横砂一三の一、一六の一、一七、一八の一、一九の一、二〇
の一、二一の一、二二の一、二三から二六まで、二七の三、二七の四、二七の七、二
七の八、二七の一二、二七の一四、二八の一、字仲川原二の一、三から五まで、六の
一、一三の一、一四、一六の一、一八の一、二一から二四まで、二五の一、二八の一、
二九から三一まで、三三の二、三三の三、三五の二、三六の六から三六の八まで、三
八の三、四三、四五の二、四六、五〇の三、五三の一、五三の四、五三の五、五四の
二、五六の二から五六の三まで、五六の五、五六の六、五六の九、六〇の一、六〇の
二、六〇の四、六〇の五、六七の四、六八、七〇の二から七〇の八まで、七一の一か
ら七一の八まで、七二の二、七三の二、七四の一、七六の二から七六の三まで、七七
の二、七八の二から七八の六まで、八一の五、八一の七、八八、九四から一〇一まで、
一五七、一五八、字館腰九三の一、九五の四、九五の五、一〇二の一、一〇二の四か
ら一〇二の八まで、一〇四の一、一〇八、一〇九、一一〇の一、一一二の一、一一四
から一一六まで、一二一、一二二の一、一二六の二、一二六の三、一二九の一、一二
九の二、一三一の二、一三一の三、一三二の二、一三二の三、一三四の一、一三四の

二、一三六の三、一三九の一、一三九の二、一四〇の二、一四一の一、一四一の二、
一四二の一、一四二の三、一四六の一、一四九の一、一五七の一、一六一の一、一六
一の二、一六二の三、一六二の四、一六二の七、一六二の八、一六二の一一、一六三、
一六六の二、一六八の一、一六八の二、一六九の一、一六九の二、一七〇の二から一
七〇の四まで、一七一、一七二の一、一七三、二九九から三〇二まで、三〇五から三
一一まで、字北川七五の二、七六の三

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定の防備

指定の防備

指定の防備

指定の防備

指定の防備

指定の防備

指定の防備

指定の防備

指定の防備

指定の防備

指定の防備

指定の防備

指定の防備

指定の防備

指定の防備

指定の防備

指定の防備

指定の防備

指定の防備

指定の防備

指定の防備

指定の防備

指定の防備

指定の防備

指定の防備

指定の防備

指定の防備

指定の防備

指定の防備

指定の防備

指定の防備

指定の防備

指定の防備

指定の防備

指定の防備

指定の防備

指定の防備

指定の防備

指定の防備

福島県告示第三百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第
二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林
水産大臣から通知があった。

令和七年四月二十五日

福島県知事 内堀 雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡南会津町湯ノ花字背戸山甲七八二の一（次の図に示す部分に限る。）

保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める
標準伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度

次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

（森林保全課）

南会津郡南会津町宮里字立野山二八七〇から二九〇五まで、二九〇六の一、二九〇六の二

2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

三1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡南会津町塩ノ原字宮ノ峯二二八九、一六一六、一六一七、字背戸沢二二八七の一から二二八七の四まで、一六〇〇、一六〇一、字治平峯一七二三から一七二五まで、一七二六の一、一七二六の二、たのせ一七七から一八七まで

2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

四1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡南会津町多々石字南内山八七一の六三
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

五1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡南会津町白沢字沼ノ平一四一八の一四、一四一八の一〇二から一四一八の一〇四まで、一四一八の一〇七、一四一八の四八七、一四一八の四八八、一四一八の四九六

2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

六1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡南会津町小立岩字瀬戸山六八一、六八二の一から六八二の三まで、六八三から六九〇まで、六九一の一、六九一の二

2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字瀬戸山六八二の三、六八一・六八二の二・六八三・六八五・六八六・六八八・六八九(以上七筆については次の図に示す部分に限る。)

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

七1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡南会津町青柳字小丈山九九六の四、九九六の六から九九六の二五まで、九九六の三〇から九九六の三三まで、九九六の三八から九九六の四九まで、九九六の五九、九九六の六二から九九六の六七まで、九九六の六九から九九六の七三まで、九九六の七五から九九六の八六まで、九九六の八八から九九六の九三まで、九九六の九七、九九六の九八、九九六の一〇九、九九六の一五、九九六の一五六、九九六の一七八から九九六の一三三まで、九九六の一五二から九九六の一五四まで、九九六の六〇・九九六の六一・九九六の六八・九九六の八七・九九六の九四から九九六の九六まで、九九六の九九から九九六の一〇七まで、九九六の一〇八から九九六の一四四まで、九九六の一四七(以上二二筆について次の図に示す部分に限る。)

- 青柳字滝倉一〇〇四のイ、一〇〇五のイ、一〇〇六のイ、一〇〇七のイ、一〇〇八のイ、一〇〇九のイ、一〇一〇のイ、一〇一二のイ、一〇一三のイ、一〇一四のイ、一〇一五のイ、一〇一六のイ、一〇一七、一〇一八、一〇一九のイ、一〇一九のロ、一〇二〇から一〇二二、一〇二三のイ、一〇二三のロ、一〇二四のイ、一〇二四のロ、一〇三一のイ、一〇四一のイ、一〇四五のイ、一〇四九のイ、一〇五四のイ、一〇五五のイ、一〇五五のロ、一〇五六のイ、一〇五七、一〇五九のイ、一〇六一、九九八から一〇〇〇三まで、一〇〇四のロ、一〇〇五の二、一〇〇六のロ、一〇〇七の二、一〇〇八のイ、一〇〇九のイ、一〇〇九のロ、一〇一〇のイ、一〇一〇のロ、一〇一一のイ、一〇一一のロ、一〇一二のイ、一〇一二のロ、一〇一三のイ、一〇一三のロ、一〇一四のイ、一〇一四のロ、一〇一五のイ、一〇一五のロ、一〇一六のイ、一〇一六のロ、一〇一七のイ、一〇一七のロ、一〇一八のイ、一〇一八のロ、一〇一九のイ、一〇一九のロ、一〇二〇のイ、一〇二〇のロ、一〇二一のイ、一〇二一のロ、一〇二二のイ、一〇二二のロ、一〇二三のイ、一〇二三のロ、一〇二四のイ、一〇二四のロ、一〇二五のイ、一〇二五のロ、一〇二六のイ、一〇二六のロ、一〇二七のイ、一〇二七のロ、一〇二八のイ、一〇二八のロ、一〇二九のイ、一〇二九のロ、一〇三〇のイ、一〇三〇のロ、一〇三一のイ、一〇三一のロ、一〇三二のイ、一〇三二のロ、一〇三三のイ、一〇三三のロ、一〇三四のイ、一〇三四のロ、一〇三五のイ、一〇三五のロ、一〇三六のイ、一〇三六のロ、一〇三七のイ、一〇三七のロ、一〇三八のイ、一〇三八のロ、一〇三九のイ、一〇三九のロ、一〇四〇のイ、一〇四〇のロ、一〇四一のイ、一〇四一のロ、一〇四二のイ、一〇四二のロ、一〇四三のイ、一〇四三のロ、一〇四四のイ、一〇四四のロ、一〇四五のイ、一〇四五のロ、一〇四六のイ、一〇四六のロ、一〇四七のイ、一〇四七のロ、一〇四八のイ、一〇四八のロ、一〇四九のイ、一〇四九のロ、一〇五〇のイ、一〇五〇のロ、一〇五一のイ、一〇五一のロ、一〇五二のイ、一〇五二のロ、一〇五三のイ、一〇五三のロ、一〇五四のイ、一〇五四のロ、一〇五五のイ、一〇五五のロ、一〇五六のイ、一〇五六のロ、一〇五七のイ、一〇五七のロ、一〇五八のイ、一〇五八のロ、一〇五九のイ、一〇五九のロ、一〇六〇のイ、一〇六〇のロ、一〇六一のイ、一〇六一のロ、一〇六二のイ、一〇六二のロ、一〇六三のイ、一〇六三のロ、一〇六四のイ、一〇六四のロ、一〇六五のイ、一〇六五のロ、一〇六六のイ、一〇六六のロ、一〇六七のイ、一〇六七のロ、一〇六八のイ、一〇六八のロ、一〇六九のイ、一〇六九のロ、一〇七〇のイ、一〇七〇のロ、一〇七一のイ、一〇七一のロ、一〇七二のイ、一〇七二のロ、一〇七三のイ、一〇七三のロ、一〇七四のイ、一〇七四のロ、一〇七五のイ、一〇七五のロ、一〇七六のイ、一〇七六のロ、一〇七七のイ、一〇七七のロ、一〇七八のイ、一〇七八のロ、一〇七九のイ、一〇七九のロ、一〇八〇のイ、一〇八〇のロ、一〇八一のイ、一〇八一のロ、一〇八二のイ、一〇八二のロ、一〇八三のイ、一〇八三のロ、一〇八四のイ、一〇八四のロ、一〇八五のイ、一〇八五のロ、一〇八六のイ、一〇八六のロ、一〇八七のイ、一〇八七のロ、一〇八八のイ、一〇八八のロ、一〇八九のイ、一〇八九のロ、一〇九〇のイ、一〇九〇のロ、一〇九一のイ、一〇九一のロ、一〇九二のイ、一〇九二のロ、一〇九三のイ、一〇九三のロ、一〇九四のイ、一〇九四のロ、一〇九五のイ、一〇九五のロ、一〇九六のイ、一〇九六のロ、一〇九七のイ、一〇九七のロ、一〇九八のイ、一〇九八のロ、一〇九九のイ、一〇九九のロ、一一〇〇のイ、一一〇〇のロ、一一〇一のイ、一一〇一のロ、一一〇二のイ、一一〇二のロ、一一〇三のイ、一一〇三のロ、一一〇四のイ、一一〇四のロ、一一〇五のイ、一一〇五のロ、一一〇六のイ、一一〇六のロ、一一〇七のイ、一一〇七のロ、一一〇八のイ、一一〇八のロ、一一〇九のイ、一一〇九のロ、一一一〇のイ、一一一〇のロ、一一一一のイ、一一一一のロ、一一一二のイ、一一一二のロ、一一一三のイ、一一一三のロ、一一一四のイ、一一一四のロ、一一一五のイ、一一一五のロ、一一一六のイ、一一一六のロ、一一一七のイ、一一一七のロ、一一一八のイ、一一一八のロ、一一一九のイ、一一一九のロ、一一二〇のイ、一一二〇のロ、一一二一のイ、一一二一のロ、一一二二のイ、一一二二のロ、一一二三のイ、一一二三のロ、一一二四のイ、一一二四のロ、一一二五のイ、一一二五のロ、一一二六のイ、一一二六のロ、一一二七のイ、一一二七のロ、一一二八のイ、一一二八のロ、一一二九のイ、一一二九のロ、一一三〇のイ、一一三〇のロ、一一三一のイ、一一三一のロ、一一三二のイ、一一三二のロ、一一三三のイ、一一三三のロ、一一三四のイ、一一三四のロ、一一三五のイ、一一三五のロ、一一三六のイ、一一三六のロ、一一三七のイ、一一三七のロ、一一三八のイ、一一三八のロ、一一三九のイ、一一三九のロ、一一四〇のイ、一一四〇のロ、一一四一のイ、一一四一のロ、一一四二のイ、一一四二のロ、一一四三のイ、一一四三のロ、一一四四のイ、一一四四のロ、一一四五のイ、一一四五のロ、一一四六のイ、一一四六のロ、一一四七のイ、一一四七のロ、一一四八のイ、一一四八のロ、一一四九のイ、一一四九のロ、一一五〇のイ、一一五〇のロ、一一五一のイ、一一五一のロ、一一五二のイ、一一五二のロ、一一五三のイ、一一五三のロ、一一五四のイ、一一五四のロ、一一五五のイ、一一五五のロ、一一五六のイ、一一五六のロ、一一五七のイ、一一五七のロ、一一五八のイ、一一五八のロ、一一五九のイ、一一五九のロ、一一六〇のイ、一一六〇のロ、一一六一のイ、一一六一のロ、一一六二のイ、一一六二のロ、一一六三のイ、一一六三のロ、一一六四のイ、一一六四のロ、一一六五のイ、一一六五のロ、一一六六のイ、一一六六のロ、一一六七のイ、一一六七のロ、一一六八のイ、一一六八のロ、一一六九のイ、一一六九のロ、一一七〇のイ、一一七〇のロ、一一七一のイ、一一七一のロ、一一七二のイ、一一七二のロ、一一七三のイ、一一七三のロ、一一七四のイ、一一七四のロ、一一七五のイ、一一七五のロ、一一七六のイ、一一七六のロ、一一七七のイ、一一七七のロ、一一七八のイ、一一七八のロ、一一七九のイ、一一七九のロ、一一八〇のイ、一一八〇のロ、一一八一のイ、一一八一のロ、一一八二のイ、一一八二のロ、一一八三のイ、一一八三のロ、一一八四のイ、一一八四のロ、一一八五のイ、一一八五のロ、一一八六のイ、一一八六のロ、一一八七のイ、一一八七のロ、一一八八のイ、一一八八のロ、一一八九のイ、一一八九のロ、一一九〇のイ、一一九〇のロ、一一九一のイ、一一九一のロ、一一九二のイ、一一九二のロ、一一九三のイ、一一九三のロ、一一九四のイ、一一九四のロ、一一九五のイ、一一九五のロ、一一九六のイ、一一九六のロ、一一九七のイ、一一九七のロ、一一九八のイ、一一九八のロ、一一九九のイ、一一九九のロ、一二〇〇のイ、一二〇〇のロ、

- 次のとおりとする。
 - 九 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡南会津町多々石字南内山八七一の八、八七一の六四
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 2 変更後の指定施業要件
 - 3 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 次のとおりとする。
 - 十 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡南会津町白沢字沼ノ平一四一八の一〇五、一四一八の一〇六
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 2 変更後の指定施業要件
 - 3 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第三百二十六号
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次
 のように保安林の指定施業要件を変更する。
 令和七年四月二十五日

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東白川郡矢祭町大字山下字太鼓堂五、六
 - 二 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存
 - 三 変更後の指定施業要件
- 福島県知事 内堀 雅雄

- 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができない立木は、矢祭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び矢祭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第三百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を南会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和七年四月二十五日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名

児山重兵衛 星アサノ 星カヨ子 星リエノ 星栄一 星加名伊 星加名伊 星嘉名伊 星嘉名伊 星義一 星金良 星健一 星幸輔 星治良 星俊彦 星捷一 星正治 星正美 星正美 星清 星清 星百代 星敏美 星保一 星榮一 大竹定藏 大竹留吉 大竹良雄 中村剛 中村富一 湯田俊一 湯田二三四郎 湯田二三四郎 湯田文吉 芳賀沼善助 芳賀沼優一 君島操 君島弥七 山内弘吉 室井廣 室井ウメ 室井善吉 室井篤子 室井武夫 室井和昭 室井徳平 星亨 芳賀昭 芳賀茂 鈴木五郎八 鈴木秀雄 鈴木藤四郎 鈴木雄四郎 鈴木良吉
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件（令和七年福島県告示第九十六号）によること。
 - 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第三百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を郡山市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和七年四月二十五日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名

大橋春吉
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である件（令和七年福島県告示第二百二十四号）によること。
 - 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第三百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を桑折町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和七年四月二十五日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名

斉藤栄子 宍戸登 丹野とよ子
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和七年農林水産省告示第三百五十八号）によること。

(森林保全課)

福島県告示第三百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路

計画課及び福島県北建設事務所で令和七年四月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
一般国道 一一四号	伊達郡川俣町大字小綱 木字反田一番七地先か ら 同 郡同 町大字小綱 木字沢二番九地先ま で	変更前 A 七・六 三二・四 変更後 B 一一・二 五八・七	A 七・六 三二・四 B 一一・二 五八・七	三三、三八二・九 二、九八四・三 二、九八四・三

(道路計画課)

福島県告示第三百三十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に
ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路
計画課及び福島県北建設事務所で令和七年四月二十五日から二週間一般の縦覧に供す
る。

令和七年四月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
一般国道 一一四号	伊達郡川俣町大字小綱 木字境山一〇番六地先 から 同 郡同 町大字山木 屋字川芎山一八番地先 まで	変更前 A 七・七 二二・八 変更後 B 一〇・八 六四・九	A 七・七 二二・八 B 一〇・八 六四・九	一、六二四・五 一、六〇〇・〇 一、六〇〇・〇

六四・九

(道路計画課)

福島県告示第三百三十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に
ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路
計画課及び福島県北建設事務所で令和七年四月二十五日から二週間一般の縦覧に供す
る。

令和七年四月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
一般国道 一一四号	伊達郡川俣町大字山木 屋字小塚山一〇番二地 先から 同 郡同 町大字山木 屋字境林山四番一二地 先まで	変更前 A 七・三 二七・七 変更後 B 一三・四 八六・七	A 七・三 二七・七 B 一三・四 八六・七	五、四一一・二 五、二二七・八 一、二八三・七 五、二二七・八

(道路計画課)

福島県告示第三百三十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に
ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路
計画課及び福島県北建設事務所で令和七年四月二十五日から二週間一般の縦覧に供す
る。

令和七年四月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)

<p>伊達郡川俣町大字小綱 木字沢一八番二地先か ら 同 郡同 町大字小綱 木字上羽金二番二地先 まで 伊達郡川俣町大字小綱 木字上羽金二番二地先 から 同 郡同 町大字小綱 木字上菅立目七番地先 まで 伊達郡川俣町大字小綱 木字梅久保山三七番地 先から 同 郡同 町大字小綱 木字上羽金二番二地先 まで 伊達郡川俣町大字小綱 木字上羽金二番二地先 から 同 郡同 町大字小綱 木字羽金三四番二地先 まで 伊達郡川俣町大字小綱 木字沢一八番二地先か ら 同 郡同 町大字小綱 木字上菅立目七番地先 まで</p>	<p>一般国道 一一四号</p>
<p>変更後</p>	<p>変更前</p>
<p>A 八・六〇 六七・四〇</p> <p>B 九・〇〇 七六・八〇</p> <p>C 一二・〇〇 一一三・四〇</p>	<p>A 八・六〇 四三・〇〇</p> <p>B 九・〇〇 八三・五〇</p> <p>C 一二・〇〇 一四一・五〇</p>
<p>一、〇八〇・六</p> <p>五四八・三</p> <p>二、八八七・三</p>	<p>一、三五〇・五</p> <p>一、六六〇・七</p> <p>二、六二〇・〇</p>

公 告

(道路計画課)

公告第83号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県庶務システム更新及び運用・保守業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和7年4月25日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の件名及び数量 福島県庶務システム更新及び運用・保守業務一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和14年6月30日まで
- (4) 履行場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 3に掲げる日から起算して過去5年以内に、都道府県との契約において、福島県庶務システムと同等以上の機能を有するW e b方式のシステムを構築又は更新し、かつ、同システムの運用・保守業務を受託し、適切に業務を完了（完了見込みを含む。）した実績がある者であること。
- (5) 福島県内に本店、支店、営業所等の営業拠点を有する者であること。
- (6) I S O 9001の認証を受けている者であること。
- (7) 次のア及びイのいずれも満たす者であること。

ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が定めるプライバシーマークの付与を受けていること。

イ 一般社団法人情報マネジメントシステム認定センターが認定した認証機関によるI S M S（I S O / I E C 27001（J I S Q 27001））の認証を受けていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)、(5)、(6)及び(7)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和7年5月16日（金）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県総務部人事総室職員業務課

電話024-521-7972

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、令和7年5月16日（金）午後5時15分必着とする。

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和7年4月25日（金）から同年5月16日（金）まで（土曜日及び日曜日並びに同年4月29日、同年5月5日及び同月6日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙40枚程度が入る大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を

同封の上、3に掲げる場所まで令和7年5月9日（金）午後5時15分までに必着で請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和7年6月6日（金）午前10時
- (2) 場所 福島県庁西庁舎4階ミーティングルーム（福島県福島市杉妻町2番16号）
- (3) その他 郵送により入札を行う場合は、書留郵便により行うものとし、令和7年6月5日（木）午後5時15分までに3に掲げる場所に必着のこと。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Replacement, operation and maintenance of the Fukushima Prefectural Administrative System 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 10:00 a.m., 6 June 2025
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 5 June 2025
- (4) Contact point for the notice: Employee Management Division, Human Resources Section, General Administration Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7972
(職員業務課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第二十二号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八條第四項（第百十一条第一項又は第百十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の所在地を変更した旨の届出があった。
令和七年四月二十五日

福島県選挙管理委員会

委員長 成 田 良 洋

変 更 前	医療法人松尾会 松尾病院 いわき市平字愛谷町四丁目一番地の四
変 更 後	医療法人松尾会 松尾病院 いわき市平字新田前二番地の五
変 更 年 月 日	令和七年四月九日